

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

事業者名：

受験者名：

【注意事項】

1. 試験時間は、50分間です。
2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。
なお、試験は不合格となります。
6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室ください。

※携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

北海道運輸局

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令知識について

・次の文章において、内容が正しいものには【 】内に○印を、内容が間違っているものには【 】に×印を記載してください。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所に公示した後でなければ、これを実施してはならない。

【 】

2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を管理する営業所ごとに運行管理者資格者証を有する者の中から運行管理者を選任しなければならない。

【 】

3. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。

【 】

4. 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車が転覆し、死者又は重傷者が生じた事故等、国土交通省令で定められている一定の事故を引き起こした場合については、24時間以内に事故の概要を運輸支局長に速報しなければならないが、速報を行った場合については、事故の日から30日以内に行う自動車事故報告書の提出を省略することができる。

【 】

5. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、あらかじめ運行するルートを設定していれば、道路及び交通の状況を事前に調査せずとも運行することができる。

【 】

6. 旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

【 】

7. 一般旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止した時は、遅滞なく、その旨を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

【 】

8. 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、災害の場合その他緊急を要する場合及び、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき以外には、乗合旅客の運送をしてはならない。

【 〇 】

9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則に基づき乗務記録を6月間保存しなければならない。

【 〇 】

10. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持しなければならない。

【 〇 】

11. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。

【 〇 】

12. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならないが、契約相手方である旅行会社等と特別の契約がある場合については、遅滞なく国土交通大臣に届け出ることにより、その運賃及び料金によることができる。

【 〇 】

13. 道路運送法関係法令には、一般貸切旅客自動車運送事業者が毎事業年度の経過後100日以内にインターネット等を用いて公表しなければならない事項が定められている。

【 〇 】

14. 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させるには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

【 〇 】

15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任しなければならない。

【 〇 】

・以下の各設問の()内に、正しいと思う語句を[]から選択し、記号を()に記入してください。

16. 自動車の()は、当該自動車道路運送車両法の規定に基づく保安基準に適合するように必要な整備をしなければならない。

[ア. 運転手 イ. 所有者 ウ. 使用者]

17. 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時()しておかなければならない。

[ア. 確保 イ. 選任 ウ. 募集]

18. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、()年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

[ア. 2 イ. 3 ウ. 5 エ. 6 オ. 10]

19. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の()をしてはならない。

[ア. 割引 イ. 払戻し ウ. 割戻し]

20. 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後()以内に管轄する地方運輸局長に当該事業年度に係る事業報告書を提出しなければならない。

[ア. 三十日 イ. 六十日 ウ. 百日]

21. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が非常信号用具、非常口又は消化器を備えたものであるときは、当該自動車の()に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。

[ア. 運転者 イ. 乗務員 ウ. 旅客]

22. 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は()の懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなった日から5年を経過していなければならない。

[ア. 6ヶ月以上 イ. 1年以上 ウ. 2年以上]

23. 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数(自動車車庫の収容能力の増加を伴う事業用自動車の数の増加に係るものを除く。)の変更をしようとするときは、あらかじめ、()を国土交通大臣に届け出なければならない。

[ア. 事業計画変更届 イ. 運行計画変更届 ウ. 業務計画変更届]

24. 旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則第二十六条の二に規定する事故の記録、旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第一項の規定による()の記録その他の国土交通大臣が告示で定める書類を適切に管理し、()第一項の規定による()の求め又は同条第四項の規定による()を受けた場合に、速やかに提示できるようにしなければならない。

ア. 指導監督 イ. 報告 ウ. 道路運送車両法第六十三条 エ. 教育 オ. 乗務
カ. 旅客自動車運送事業報告規則第二条 キ. 通達 ク. 立入検査 ケ. 告示
コ. 適性診断 サ. 変更 シ. 聴聞 ス. 旅客自動車運送事業運輸規則
セ. 道路運送法第九十四条 ソ. 巡回

25. 次の法令の空欄にあてはまる言葉を下の枠内から選び、記号を入れて下さい。
道路運送車両法は、道路運送車両に関し、()についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び()その他の環境の保全並びに整備についての()を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

ア. 所有権 イ. 運行管理者 ウ. 出発地 エ. 保安基準 オ. 運行の安全
カ. 技術の向上 キ. 火災 ク. 利益 ケ. 迅速 コ. 走行距離 サ. 重大な事故
シ. 運営を適正 ス. 目的地 セ. 点検 ソ. 継続 タ. 営業所 チ. 公害の防止
ツ. 適切な時期 テ. 公共の福祉 ト. 保護 ナ. 乗務員の服務

26. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の()を記載した()を発行しなければならない。ただし、()を発行したときは、この限りではない。

ア. 領収証 イ. 公示額 ウ. 支払時期 エ. 運送引受書 オ. 運行指示書
カ. 計算基礎 キ. 適用方法 ク. 見積額 ケ. 乗車券

27. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する運転者の拘束時間は、一日()時間以内を基本とし、休息時間は継続()時間以上が必要となる。また、運転時間は二日を平均し一日当たり()時間が限度である。

ア. 六 イ. 七 ウ. 八 エ. 九 オ. 十 カ. 十一 キ. 十二 ク. 十三
ケ. 十四 コ. 十五

・以下の各設問の()内に、正しいと思う語句を[]から選択し、記号を()に記入してください。

28. 道路運送法は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとする事により、道路運送の利用者の()を保護するとともに道路運送の総合的な発達を図り、もって()を増進する事を目的とする。

29. 一般旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車が転覆し、()を起こしその他国土交通省令で定める()を引き起こしたときは、遅滞なく事故の種類原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届出なければならない。

30. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の()の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める()ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、()を選任しなければならない。

※問28～問30 共通選択肢

- ア. 所有権 イ. 運行管理者 ウ. 出発地 エ. 保安基準 オ. 運行の安全
カ. 技術の向上 キ. 火災 ク. 利益 ケ. 迅速 コ. 走行距離 サ. 重大な事故
シ. 運営を適正 ス. 目的地 セ. 点検 ソ. 継続 タ. 営業所 チ. 公害の防止
ツ. 適切な時期 テ. 公共の福祉 ト. 保護 ナ. 乗務員の服務

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令知識について(回答)

・次の文章において、内容が正しいものには【 】内に○印を、内容が間違っているものには【 】に×印を記載しなさい。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所に公示した後でなければ、これを実施してはならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第4条)

【 ○ 】

2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を管理する営業所ごとに運行管理者資格者証を有する者の中から運行管理者を選任しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9)

【 ○ 】

3. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。(道路運送法第23条の5)

【 ○ 】

4. 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車が転覆し、死者又は重傷者が生じた事故等、国土交通省令で定められている一定の事故を引き起こした場合については、24時間以内に事故の概要を運輸支局長に速報しなければならないが、速報を行った場合については、事故の日から30日以内に行う自動車事故報告書の提出を省略することができる。(自動車事故報告規則第4条)

【 × 】

5. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、あらかじめ運行するルートを設定していれば、道路及び交通の状況を事前に調査せずとも運行することができる。(旅客自動車運送事業運輸規則第28条)

【 × 】

6. 旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第21条)

【 ○ 】

7. 一般旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止した時は、遅滞なく、その旨を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。(道路運送法第38条)

【 × 】

8. 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、災害の場合その他緊急を要する場合及び、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき以外には、乗合旅客の運送をしてはならない。(道路運送法第21条)

【 ○ 】

9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則に基づき乗務記録を6月間保存しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項)

【 × 】

10. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第44条)

【 ○ 】

11. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第15条)

【 ○ 】

12. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならないが、契約相手方である旅行会社等と特別の契約がある場合については、遅滞なく国土交通大臣に届け出ることにより、その運賃及び料金によることができる。(道路運送法第9条の2、同法施行規則第10条の2)

【 × 】

13. 道路運送法関係法令には、一般貸切旅客自動車運送事業者が毎事業年度の経過後100日以内にインターネット等を用いて公表しなければならない事項が定められている。(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7)

【 ○ 】

14. 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させるには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。(道路運送法第33条)

【 × 】

15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任しなければならない。(道路運送法第22条の2)

【 ○ 】

・以下の各設問の()内に、正しいと思う語句を[]から選択し、()に記入してください。

16. 自動車の(**ウ: 使用者**)は、当該自動車道路運送車両法の規定に基づく保安基準に適合するように必要な整備をしなければならない。(道路運送車両法第47条の2)

[ア. 運転手 イ. 所有者 ウ. 使用者]

17. 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時(**イ: 選任**)しておかなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第35条)

[ア. 確保 イ. 選任 ウ. 募集]

18. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、(**ウ: 5**)年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。(道路運送法第8条)

[ア. 2 イ. 3 ウ. 5 エ. 6 オ. 10]

19. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の(**ウ: 割戻し**)をしてはならない。(道路運送法第10条)

[ア. 割引 イ. 払戻し ウ. 割戻し]

20. 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後(**ウ: 百日**)以内に管轄する地方運輸局長に当該事業年度に係る事業報告書を提出しなければならない。(旅客自動車運送事業等報告規則第2条)

[ア. 三十日 イ. 六十日 ウ. 百日]

21. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が非常信号用具、非常口又は消化器を備えたものであるときは、当該自動車の(**イ: 乗務員**)に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第38条)

[ア. 運転者 イ. 乗務員 ウ. 旅客]

22. 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は(**イ: 1年以上**)の懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなった日から5年を経過していなければならない。(道路運送法第7条)

[ア. 6ヶ月以上 イ. 1年以上 ウ. 2年以上]

23. 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数(自動車車庫の収容能力の増加を伴う事業用自動車の数の増加に係るものを除く。)の変更をしようとするときは、あらかじめ、(**ア: 事業計画変更届**)を国土交通大臣に届け出なければならない。(道路運送法15条第3項)

[ア. 事業計画変更届 イ. 運行計画変更届 ウ. 業務計画変更届]

24. 旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則第二十六条の二に規定する事故の記録、旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第一項の規定による（ア：指導監督）の記録その他の国土交通大臣が告示で定める書類を適切に管理し、（セ：道路運送法第九十四条）第一項の規定による（イ：報告）の求め又は同条第四項の規定による（ク：立入検査）を受けた場合に、速やかに提示できるようにしなければならない。（旅客自動車運送事業運輸規則第69条）

ア. 指導監督 イ. 報告 ウ. 道路運送車両法第六十三条 エ. 教育 オ. 乗務
カ. 旅客自動車運送事業報告規則第二条 キ. 通達 ク. 立入検査 ケ. 告示
コ. 適性診断 サ. 変更 シ. 聴聞 ス. 旅客自動車運送事業運輸規則
セ. 道路運送法第九十四条 ソ. 巡回

25. 次の法令の空欄にあてはまる言葉を下の枠内から選び、記号を入れて下さい。
道路運送車両法は、道路運送車両に関し、（ア：所有権）についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び（チ：公害の防止）その他の環境の保全並びに整備についての（カ：技術の向上）を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。（道路運送車両法第1条）

ア. 所有権 イ. 運行管理者 ウ. 出発地 エ. 保安基準 オ. 運行の安全
カ. 技術の向上 キ. 火災 ク. 利益 ケ. 迅速 コ. 走行距離 サ. 重大な事故
シ. 運営を適正 ス. 目的地 セ. 点検 ソ. 継続 タ. 営業所 チ. 公害の防止
ツ. 適切な時期 テ. 公共の福祉 ト. 保護 ナ. 乗務員の服務

26. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を收受したときは、運賃又は料金の（カ：計算基礎）を記載した（ア：領収証）を発行しなければならない。ただし、（ケ：乗車券）を発行したときは、この限りではない。（旅客自動車運送事業運輸規則第10条）

ア. 領収証 イ. 公示額 ウ. 支払時期 エ. 運送引受書 オ. 運行指示書
カ. 計算基礎 キ. 適用方法 ク. 見積額 ケ. 乗車券

27. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する運転者の拘束時間は、一日（ク：十三）時間以内を基本とし、休息時間は継続（ウ：八）時間以上が必要となる。また、運転時間は二日を平均し一日当たり（エ：九）時間が限度である。（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第5条第1項）

ア. 六 イ. 七 ウ. 八 エ. 九 オ. 十 カ. 十一 キ. 十二 ク. 十三
ケ. 十四 コ. 十五

28. 道路運送法は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとする事により、道路運送の利用者の(**ク: 利益**)を保護するとともに道路運送の総合的な発達を図り、もって(**テ: 公共の福祉**)を増進する事を目的とする。(道路運送法第1条)
29. 一般旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車が転覆し、(**キ: 火災**)を起こしその他国土交通省令で定める(**サ: 重大な事故**)を引き起こしたときは、遅滞なく事故の種類原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届出なければならない。(道路運送法第29条)
30. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の(**オ: 運行の安全**)の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める(**タ: 営業所**)ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、(**イ: 運行管理者**)を選任しなければならない。(道路運送法第23条)

ア. 所有権 イ. 運行管理者 ウ. 出発地 エ. 保安基準 オ. 運行の安全
カ. 技術の向上 キ. 火災 ク. 利益 ケ. 迅速 コ. 走行距離 サ. 重大な事故
シ. 運営を適正 ス. 目的地 セ. 点検 ソ. 継続 タ. 営業所 チ. 公害の防止
ツ. 適切な時期 テ. 公共の福祉 ト. 保護 ナ. 乗務員の服務